2016★春号

九殿含計通信

発行:税理士法人 九段会計事務所

住所:東京都千代田区九段南 4-3-1 滝ビル 3F 電話: 03-3222-5271

いつも九段会計事務所をご愛顧いただき、 また九段会計通信をご愛読いただき ありがとうございます。

『九段会計通信 2016 春号』をお届け致します。

◆目次◆

- ・代表髙木の【日々是勉強!】
- ・ 今号の税務トピックス
- ・女性の積極的雇用が会社をよくする!?
- · 新入所員紹介
- •編集後記

代表髙木の【日々是勉強!】

九段会計事務所 代表 税理士 髙木 功治

熊本を中心に大地震が発生しました。お亡くなりになった方々へのご冥福をお祈りすると共に、被災している大勢の人達にお見舞い申し上げます。

特に熊本地区経営者大学の仲間が、余震に 怯え不安な毎日を過ごしていると思うと心が 痛みます。これから東京にいる我々に何が出 来るかを考えていきたいと思います。

さて、経営者の3つの大きな悩み(人、売上、キャッシュ)の中でも、常に頭の多くを占領しているのが、人の悩みではないでしょうか。いかに一人一人のモチベーションを上げ組織をまとめていくか。私がベースとして参考にしているのが、マズローの欲求5段階説です。概要をまとめましたので、ぜひ覚え

てください。



代表·税理士 髙木 功治

マズローの欲求5段階説

アメリカの心理学者アブラハム・マズロー が唱えた自己実現理論

「人間は自己実現に向かって絶えず成長す る生き物である」と仮定。

低階層の欲求が満たされると次の階層への 欲求へと登っていく。 第1段階 生理的欲求 食べたい、寝たいなど

第2段階 安全欲求 安心、安全な暮らし、 健康など

第3段階 社会的欲求(帰属欲求) 会社、 家族、国家などに帰属していたい

第4段階 承認欲求 他者から認められたい、尊敬されたい

第5段階 自己実現欲求 あるべき自分になりたい。絵画に打ち込む芸術家、研究欲求 (無償性が含まれている)

私は、自社のメンバーを考えた時、第1~ 第3段階の欲求については、既にある程度は 満たされているはずなので、いつも第4段階 の承認欲求を強く意識しています。

つまり他者から認められたいとか尊敬され たいという欲求を、組織として上司として満 たしてあげる事ができるかという事です。

また、この第4段階の承認欲求は内的な心 を満たしたいという欲求なので、昇給させる (自社の経営状況で出来ない事がある)など と違い、意識さえすればどんな組織でも取り 組むことが出来るはずです。

この承認欲求は、

成長承認 取り組んでいる事に対して認める事

成果承認 結果や水準を認める事

存在承認 その人に関心を持ち、存在を認める事

の3つに分解する事ができます。

成果承認(結果が出たら褒める)は分かり やすいので、どんな組織でも行っていると思 いますが、成長承認(取り組んでいる事に対 して褒める)や存在承認(その人に関心を持 つこと)は、意識をしないと行われない場合 が多いと思います。 多くの人は、この成長承認と存在承認とを 感じる事によって、その組織に自分の居場所 を確認し、その組織や仲間に対して何か貢献 したいと考えます。

したがって、経営者や上司は、この成長承認(取り組んでいる事に対して褒める)と存在承認(その人に関心を持つ)とを強く意識する事が重要となってきます。その結果、自社のメンバーの心が満たされ、組織がまとまる事につながります。

弊社では、サンクスカードや朝礼でのグッドアンドニューの発表、マネージャーによる毎月の個人面談、ライフプランの共有など仕組みとしての取り組みや、上司の意識の習慣化などで、少しずつですがのこの第4段階の承認欲求を満たす努力をしています。その結果メンバーの心の充実や組織のまとまりをつくっていきたいと考えています。



今号の税務トピックス

九段会計事務所 山岡 至

~平成 28 年度税制改正~

平成28年3月29日、「所得税法等の一部を 改正する法律」及び「地方税法の一部を改正



する法律」が国会を通過し、平成28年度の税制改正が決定しました。

今回は、成立したばかりの平成28年度税制改正を、ご説明していきます。

1. 所得税の改正

(1) 通勤手当の非課税限度額の変更

これまで、交通機関や有料道路を利用して 通勤される方の通勤手当の非課税限度額は10 万円でしたが、平成28年度税制改正により、 15万円まで引き上げられました。この変更は、 平成28年1月1日以後に支払われる通勤手当 から、遡って適用されます。

(2) 三世代同居対応改修工事等の特例

自分の所有する住宅に対して、次の4つの設備に対する工事を行った方について、ローン控除又は税額控除を受ける事が出来るようになりました。(平成31年6月30日まで)

- ・4 つの設備 ①キッチン ②浴室 ③トイレ ④玄関
- ・工事の要件
 - ①上記のうちいずれかを増設する事
 - ②改修後、4つの設備のうち、2つ以上が複数になっている事
 - ③対象工事の費用が50万円超である事(補助金があればその分を引きます)
- ローン控除の場合 次の金額が控除されます。

(イ) 増改築工事全体

ローン残高のうち 1,000 万円を限度として、 残高の 1.0%が控除されます。ただし、上限は 7.5 万円になります

(ロ)(イ)のうち三世代同居対応改修工事部 分

ローン残高のうち 250 万円を限度として、残 高の 2.0%が控除されます。ただし、上限は 5 万円です。

※ (イ) 及び (ロ) を最大に利用した場合 の控除額は、12.5万円になります。

ロ. 税額控除の場合

三世代同居対応改修工事の標準的な費用の額の10%相当額(限度25万円)が、その年分の所得税額から控除されます。

ハ. その他の要件

年間の所得金額が 3,000 万円を超える方は、 対象外になります。

(3) スイッチOTC薬控除の創設

次の5つの検診・検査を受けている方が、 平成29年1月1日以後にスイッチOTC医薬 品の購入費用を、年間で12,000円超支払った 場合には、その購入費用(年間10万円を限度) のうち、12,000円を超える額を所得の金額か ら控除出来る制度が作られました。

対象となる検査等

- ①特定健康診査 (メタボ検診)
- ②予防接種
- ③定期健康診断(事業主健診)
- ④健康診査
- ⑤がん検診

こちらの規定は、従来の医療費控除と併用 して適用を受ける事は出来ません。



(4) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例



相続が発生して、お亡くなりになった方が住んでいた家屋が空き家になった場合に、その空き家の土地・家屋を平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に譲渡した場合には、その譲渡した土地・家屋の譲渡益から3,000万円を控除する事ができます。

ただし、次の要件があります。

- ① 相続から3年以内に譲渡する事
- ② 相続した家屋が昭和 56 年 5 月 31 日以 前に建築されたマンション以外の家屋 である事
- ③ 相続が発生した時に、お亡くなりになった方以外に居住者がいなかった事
- ④ 譲渡価額が1億円を超えない事
- ⑤ 耐震性のない家屋を譲渡する場合には、 家屋が耐震リフォーム済みである事
- ⑥ 土地のみを譲渡する場合には、家屋を 除却している事
- ⑦ 相続の時から譲渡の時まで事業の用、 貸付の用又は居住の用に供されていた ことが無い事

2. 法人税の改正

(1) 税率の引き下げ

法人税率が、平成 28 年度に 23.4%に、平成 30 年度に 23.2%に引き下げられます。(平成 27 年度は 23.9%)

これにより、法人実効税率が、平成 28 年度に 29.97%、平成 30 年度に 29.74%に引き下げられる事になりました。

(2) 減価償却制度の改正

平成28年4月1日以後取得をする建物附属 設備及び構築物の償却方法が、これまでの定 額法及び定率法の選択制から、定額法に一本 化される事になりました。

(3) 繰越欠損金の改正

① 大法人の場合

平成27年度の税制改正で、繰越欠損金について改正が行われましたが、平成28年度の税制改正で、更に改正が行われました。なお、この改正は大法人・非中小法人のみが対象になります。中小法人は従前の通り、所得の100%が控除されます。

	従前	平成 27 年度	平成 28 年度
		改正	改正
控除限度	所得の	平成 27 年	平成 27 年度
	80%	度•28 年度→	→所得の 65%
		所得の 65%	平成 28 年度
		平成 29 年度	→所得の60%
		以後→所得	平成 29 年度
		の 50%	→所得の 55%
			平成 30 年度
			以後
			→所得の 50%
繰越期間	9年	平成 29 年度	平成 30 年度
		以後	以後
		→10年	→10 年

3. 消費税の改正

(1) 軽減税率制度の導入

平成 29 年 4 月 1 日より、消費税の税率の変更 (8%→10%) が予定されていますが、次の 2 点を対象に、消費税の軽減税率制度が導入されます。

- ① 酒類・外食を除く飲食料品
- ② 週2回以上発行される新聞の定期購読料
- ※ 酒類・外食を除く飲食料品について 飲食料品については、食品表示法に規定す る食品を言います。

また、外食とは、飲食に用いられる設備(テ

ーブル、椅子、カウンターなど)がある場所において、飲食料品を飲食させるサービスを 言います。

ケータリングについては、外食に含まれますが、学校給食や有料老人ホームでの飲食料品の提供は、「酒類・外食を除く飲食料品」に含まれるようです。

軽減税率の対象となる飲食料品が、他の商品と一体になっている場合には、一体商品の販売価格が税抜1万円以下のもので、その価額のうち、食品に係る価額が2/3を占めている場合に限り、その全体が軽減税率の対象になります。

(2) 保存書類

平成29年4月1日以後、軽減税率に対応する為に、区分経理を行う必要があります。 そのため、事業者が保存すべき請求書等の記載事項が変わります。

① 記載事項

現行の記載事項に加え、次の点が追加されます。

- イ. 軽減税率の対象品目である旨
- ロ. 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税込)

② 仕入税額控除

買い手が、支出した費用に含まれる消費税を、各課税期間の申告で控除するためには、①の記載がある請求書等を保存する必要があります。ただし、現行の通り、支払対価の額が3万円未満の場合などは、帳簿のみで控除する事が出来ます。

4. その他の措置

(1)企業版ふるさと納税の創設

地方公共団体が行う一定の地方創生事業に 対して寄附を行った場合に、現行の損金算入 額(約3割)に加えて、新たに法人住民税及 び法人税での税額控除(2割)及び法人事業 税において税額控除(1割)を行う制度が出 来ました。

これにより、寄附額の約 6 割が法人税、法 人住民税及び法人事業税から控除される事に なりました。(残りの 4 割は企業負担となりま す)



九段会計 山岡 至

女性の積極的雇用が会社をよ くする!?

マネージャー 矢合 真弓

平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、『女性活躍推進法』)が可決され、301人以上の労働者を雇用する事業主は、今年の4月1日から、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務付けられました。国の方針として、女性の活躍に力を入れているということがわかります。

301 人以上の労働者を雇用している中小企 業は多くは無いと思いますが、300 人以下の 従業員数の事業者様でも、他人事ではありま せん。むしろ、小規模の事業者様こそ女性が 活躍できる職場づくりが事業の拡大につながることは十分あります。

私たちの親の世代(50代~60代)は、おそらく結婚したら家に入るのが当たり前で、共働きの場合、子供は『かぎっ子』と言われ寂しい思いをさせてしまう、という考え方が多かったのではないでしょうか。



しかし、父親だけが働いていた家庭は、バブル崩壊時、父親が勤めていた会社が倒産し、一家が路頭に迷うということが出てきました。その結果、母親も働かざるを得ない家庭が増えました。

そのような両親を見て、当時の子供(20代~30代)は、「女性であっても働かなければ!そのためには大学を出て、手に職を付けて、結婚・出産後も働ける会社に就職しなければ!」と考えるようになったと思います。ちなみに、私もその一人でした。

実際に社会に出てみると、まだまだ男性社会だなと思うところがありました。そのためなのか、自分が結婚・出産後も働くことを考え、男性よりも成果をあげなければいけないなど、危機感をもって頑張る女性が多いように思います。

また、もともと女性は家庭に入り、周りとコミュニケーションを取りながら子育てをするような DNA があるので、視野が広く、世話好きで、会社のため、お客様のために頑張る人が少なくないように思います。

経営者の方の中には、20代の女性を雇用するとすぐに結婚・出産のため退社してしまうのではないか、40代以上の女性を雇用すると介護のため退社してしまうのではないか、と不安になる方がいると思います。しかし、国の方針として、子育て支援、介護支援を推進しているため助成金も増えています。子育て後や介護しながらでも無理なく働ける環境を企業が作り、さらに上司がフォローしてくれれば、中小企業であってもいい人材を採用できるのではないでしょうか。国だけでなく、事業所のある都道府県、市区町村でも独自の助成金や補助金を支給していますので、ぜひー度調べてみて下さい。

ただしこの制度は、女性側も「妊娠したんだから、会社は配慮するのが当り前よ!」という態度ではなく、「会社のためにできる限りのことはさせていただく」というお互いが思いやってこその制度であることが前提であることを忘れてはなりませんね。

※私事で恐縮ですが、5月より産休・育休に入らせていただきます。顧問先様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒宜しくお願い致します。体調にもよりますが、12月には復帰予定ですので今後とも宜しくお願い致します。



マネージャー 矢合 真弓

新入所員紹介

九段会計事務所 塩田 俊彦

今年3月より九段会計事務所に入所致しま した塩田 俊彦(しおた としひこ)と申しま す。



九段会計 塩田 俊彦

東京都世田谷区出身の30歳です。

幼稚園の時にみんなでやったサッカーが楽しくて幼稚園の時からサッカーを始めました。 小学校、中学校は地元のチームで、高校生の 時は青森県の高校に行き寮生活をしてサッカ ー漬けの日々を送りました。

現在は東京都社会人リーグのフットサルチームに所属し、週末はフットサルをしております。

1日でも早く皆様のお役に立てるよう日々 精進して参りますので、どうぞ宜しくお願い 致します。



編集後記

九段会計事務所 遠藤 洋輔

先日熊本で大地震が発生し、今もなお余震 が続いている状況です。一日も早い復興を願 い、出来ることを行っていこうと思います。

今号は税制改正があったため、税務トピックスが盛りだくさんの内容となっております。 最後は箸休めと申しますか、もうすぐこどもの日(端午の節句)になりますので、それにちなんだ雑学をご紹介いたします。

こどもの日の代名詞と言えばこいのぼりだと思いますが、こいのぼりの竿のてっぺんに丸い球がついているのを、皆様はご存知でしょうか。これは、神様がおりてくる時に目となるようにつけられているもので、国旗にも同様の金の玉がついているそうです。ちなみに江戸時代では、杉の葉をくくりつけていたそうです(諸説あります)。



編集担当 遠藤 洋輔













パシフィックスクエア代々木2F 03-6869-1655 http://esaura.jp





